



社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会

！看護を志すあなたを応援します！

ご案内 看護師修学資金貸与について

対象医療施設 沖縄南部療育医療センター（那覇市）
沖縄中部療育医療センター（沖縄市）

1 募集期間

随時受け付けます

2 対象者

看護師の免許を取得するため、養成施設（大学・専門学校）に在学中であり、卒業後に社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会で見習い看護師として従事することを志す学生

3 貸与金額

月額 5万円以下

当法人修学資金貸与の特徴

★連帯保証人は必要ありません

★当法人で年1回のボランティア活動の参加

（当法人では年間行事が盛り沢山開催されます。行事のボランティアに参加することで利用者の特徴や看護ふれあい体験をとおして就労のイメージ作りに取り組んでいます。）

★在学中のアルバイト（看護補助業務）も可能です。

日常生活援助やコミュニケーション技法が身に付きます

短時間バイト：2～3時間（早朝or夕方、休日）

長期休暇期間：（1日or短時間）

※詳細裏面

- 4 貸与期間
貸与を決定した月から卒業する月まで（原則養成施設の就業年数に限る）
- 5 貸与の選考及び決定
書類審査による選考を行い決定する。必要時面接を併せて行う。
- 6 貸与の方法
毎月末日に指定した口座（本人名義の口座に限る）への振り込みにより行います。
（初回は4月～貸与決定月までの修学資金については一括して振り込みます。）
- 7 申請の手続き
申請書類を申込先へ提出してください。
 - 1) 修学資金貸与申請書兼誓約書（様式第1号）
 - 2) 養成施設の在学証明書及び推薦書（様式第2号）
 - 3) 最終学歴の成績証明書又は在学中の成績表
 - 4) 健康診断書
 - 5) 市町村民税納税証明書及び所得証明書
- 8 貸与停止・打ち切り
 - 1) 死亡したとき
 - 2) 退学、休学、停学、又は留年したとき
 - 3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
 - 4) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められたとき
 - 5) 学業成績又は素行が著しく不良であると認められたとき
 - 6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたとき
 - 7) 本規程に定める届出等を誠実に履行しなかったとき
 - 8) その他、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき
- 9 返還の免除
養成施設を卒業後、又は卒業から13月以内に看護師の免許を取得し、直ちに法人で看護師として入職し、勤務期間が免除対象期間に達したとき
免除対象期間は貸与を受けた期間。ただし、3年以下の場合は、3年とみなす。

※申し込みを行う前に、必ず「社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会看護師修学資金貸与規程」の内容をご確認ください。

【問い合わせ先及び申込先】

社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会 事務局

住所 〒902-0064 那覇市寄宮 2丁目3番1号

電話番号 098-832-5796

ホームページ <https://www.okishikyo.jp>

Eメール info@okishikyo.jp

